



「民事調停の申立法及び対処方法」

民事に関しいろいろ紛争が生じた時その解決を図る方法として民事調停があります。

民事調停は原則として簡易裁判所に申し立てを行い、簡易裁判所に申立人と相手が出頭し、調停委員が間に入った話し合いにより解決をはかるものです。民事調停には一般民事調停と特則として宅地建物調停、交通調停などがあります。今回は最も利用の多い一般民事調停について説明します。

民事調停を申し立てる場合、その管轄裁判所は相手方の住所、居住、営業所のある簡易裁判所です。当事者双方は合意があれば、双方に都合のよい裁判所で調停を行うこともできます。申し立てには弁護士などの代理人は必要でなく本人で申立をすることができます。申し立てについて簡易裁判所の窓口に行けば、申立の手續方法や必要な費用等について教えてくれます。申し立ては一般的には書面であることが多く、その簡易な書式が裁判所に用意されていますので、その記載の仕方を尋ねればよいでしょう。申立書には、申立の趣旨（どういふ解決を求めるか）、紛争の要点を記載します。申立手数料は印紙代が請求する金額が例えば100万円の場合5,000円で、請求する金額によりその金額は増加し、財産の計算ができない場合は160万円を基準として6,500円となります。郵便切手代は相手1人ついて合計510円位です。

調停の申立をしたあと第1回の期日が指定され、その期日に申立人と相手方は出頭します。当事者は調停の受付で調停室の番号を聞き、申立人と相手方はそれぞれ別の待合室で待機します。番号を呼ばれた申立人は指定された調停室へ入ります。部屋には2人の調停委員がいます。調停委員は専門的知識経験を有する者あるいは社会生活の上で豊富な知識経験を有する40才から70才未満の者が裁判所で選任されます。

調停委員は申立人からはじめに事情を聞き、そのあと申立人に待合室で待機してもらい、次に相手方から事情を聞きます。そして、交互に双方の言い分を聞き、話をつめて話をまとめていきます。また、解決のため調停委員の方から調停案が出されることもあります。数回の調停期日を開いて話し合いを続け、話し合いがまとまると調停が成立し、裁判官立ち合いで調停調書が作成されます。これは裁判上の和解と同じ効力があり、相手方が合意したことを覆行しなければ強制執行することができます。話し合いがまとまらなければ調停は不成立になります。

また、調停を申し立てられ相手方となった場合は次のように対処します。指定された期日に出頭ができない事情があるときは期日の変更申請ができます。調停には本人が出頭する義務があります。本人が出頭できないやむをえない事情がある場合には、配偶者や親、子などを代理人とすることができますが、その場合は調停委員会の許可が必要です。弁護士、司法書士を代理人とする場合はその許可は要りません。調停での手続の流れは前述したとおりです。調停はあくまでも話し合いですので、無理に承諾する必要はありませんが、調停が不成立となると裁判になり、多大な時間と費用がかかりますので、できるのであれば調停で解決をはかる努力をすべきでしょう。